

資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限について
(工事・建設コンサルタント等)

1 実施事項

守山市が発注する建設工事、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務および建築・設備設計監理業務（以下「建設工事等」という。）において、入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係にある複数の者の同一入札への参加は認めないこととする。

同一入札に参加する複数の者の関係が、下記 2 に掲げる基準（以下「基準」という。）に該当する場合には、下記 4 に掲げる取扱いとする。

2 基準

以下の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ア 親会社と子会社（会社法第 2 条第 3 号及び第 4 号に規定する親会社、子会社をいう。以下同じ）の関係にある場合
- イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（会社更生法第 67 条第 1 項または民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された方）を現に兼ねている場合
- ※「役員」とは、会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役を含む。）、管財人および委員会等設置会社における執行役または代表執行役をいい、執行役員、監査役、監事および事務局長は含まない。

3 公告等への記載

基準に該当する複数の者のした入札は無効とする旨を、次に掲げる文書に記載し、入札に関する条件として明示するものとする。

- ア 一般競争入札にあつては入札公告
- イ 指名競争入札にあつては入札通知

4 基準に該当する場合の取扱い

(1) 入札無効等に関する取扱い

基準に該当する者のした入札は、守山市財務規則第 127 条第 8 号の規定に基づき、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

ただし、入札執行の完了に至るまでに基準に該当することが判明し、基準に該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならないも

のとする。

共同企業体の場合、資本関係又は人的関係にある者同士が互いに別の共同企業体の構成員同士であるときは、いずれか1企業体のみの入札参加とする（資本関係又は人的関係にある者同士が同一の共同企業体に含まれている場合は、入札参加可能）。

5 基準に関する届出

入札参加資格審査申請を行う者は、入札参加資格審査申請書とともに資本的関係又は人的関係に関する調書（別紙様式）を提出しなければならない。

また、当該届出内容に変更（新規該当、非該当、届出内容の変更）が生じたときは、変更後速やかに、資本的関係又は人的関係に関する調書（別紙様式）を提出しなければならない。

7 留意事項

入札参加者が基準に該当する場合に、基準に抵触しないようにする目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、入札上の注意事項第1項第1号の規定に抵触するものでないことに留意すること。なお、基準に該当するか否かを問わず、入札参加者間において当該入札に関して相談を行うことは、上記の場合を除いて、従来どおり厳正に対応していくこととする。

8 実施時期

平成27年6月1日以降に公告等を行う入札から適用する。